

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 コアネット	実績判定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数（※）の合計数が年平均100人以上であること			チェック欄 ○

【留意事項】

- 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度	自	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
		平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	年 月 日
	至	平成31年3月31日	令和2年3月31日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数（※）が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- ☒ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☒ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数（※）が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数（※）	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
	25人	148人	122人	118人	107人	人	A	520人
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	60月

実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数（※）

A520人

×12=

実績判定期間の月数

B60月

=

104人

≥100人

↑

小数点以下は切り捨てます。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 コアネット	チェック欄	
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		○	
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
実績判定期間			
すべての事業活動に係る金額等		① (指標) 61,259,673円	
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		② 1,098,377円	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	0円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	1,098,377円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	0円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	0円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	0円
合 計 (a+b+c+d+e)		f	1,098,377円 □②へ
基準となる割合 (②÷①)		③ 1.79%	

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 (無)

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 コアネット	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	申 請 時
役 員 数		人	人	人	人	人	人	13人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	0人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	申請時	就任・退任 年月日
宮崎 顯作		理事								○	就任 20. 5. 31
良永 順		理事								○	就任 28. 5. 31
米窪 健		理事								○	就任 24. 5. 31
村山 勝彦		理事								○	就任 28. 5. 31
木坂 一彦		理事								○	就任 30. 6. 10
北山 正信		理事								○	就任 30. 6. 10
萩原 達男		理事								○	就任 30. 6. 10
長谷川 鎌一		理事								○	就任 30. 6. 10
安藤 正夫		理事								○	就任 4. 6. 21
鈴木 弘成		理事								○	就任 4. 6. 21
影井 信吾		理事								○	就任 4. 6. 21
岡田 恵二郎		幹事								○	理事就任 4. 6. 21 理事退任 5. 9. 17 監事就任 5. 9. 17
秋田 徹		理事								○	就任 4. 6. 21
松村 隆廣		理事									就任 4. 6. 21 退任 5. 4. 17
尾和 寛啓		監事									就任 13. 11. 15 退任 5. 9. 10

[illegible]

[illegible]

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	61,259,673円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	61,259,673円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	16,357,341円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	16,357,341円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 コアネット
-----	-----------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
該当者なし					

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	平成30年 4月 1日 ～令和5年 12月 27日
---------	---------------------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0 人	0 円

[illegible]

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙のとおり				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		H30.9.29	8,000円	創研講座協賛
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

第4表付表2の別紙

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
H30年度					
		東京事務局運営に関する業務委託	通年	1,860,000円	業務委託契約書による
		関西事務局運営に関する業務委託	通年	777,600円	業務委託契約書による
		毛筆礼状宛名書き	H30.10.25	17,010円	個別発注による
		事務コピー代	通年	16,426円	事務所コピー機リース費の按分負担分
		事務所電話回線費	通年	12,960円	事務所電話回線費の按分負担分
		その他事務所（大阪）家賃	通年	360,000円	建物賃貸借契約書による
		ホームページ更新及びロゴデザイン	通年	300,000円	業務委託覚書による
		企業支援講師謝金（補助金申請支援）	通年	360,000円	費用処理規程による
		企業支援講師謝金（業務改善支援）	通年	94,000円	費用処理規程による
		キャリア教育講師謝金	H30.6.30	6,000円	費用処理規程による
		企業支援講師謝金（業務改善支援）	通年	120,000円	費用処理規程による
		企業支援講師謝金（業務改善支援）	H30.5.1～ H30.6.13	80,000円	費用処理規程による
		企業支援講師謝金（業務改善支援）	H30.4.13～ H30.6.13	90,000円	費用処理規程による
		キャリア教育講師謝金	H30.4.14～ H31.3.2	12,000円	費用処理規程による
		企業支援講師謝金（業務改善支援）	H30.4.13	10,000円	費用処理規程による
		キャリア教育講師謝金	H30.12.4	12,000円	費用処理規程による

R1 年度					
	東京事務局運営に関する業務委託	通年	1,860,000 円	業務委託契約書による	
	その他事務所（大阪）家賃	通年	360,000 円	建物賃貸借契約書による	
	ホームページ更新及びロゴデザイン	通年	300,000 円	業務委託覚書による	
	企業支援講師謝金（補助金申請支援）	通年	200,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金（業務改善支援）	通年	40,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金（業務改善支援）	R1.5.23～ R2.2.25	70,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金（業務改善支援）	R1.5.14～ R2.2.25	70,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金（業務改善支援）	通年	56,000 円	費用処理規程による	
	キャリア教育講師謝金	R1.7.8	12,000 円	費用処理規程による	
	キャリア教育講師謝金	R1.11.8	12,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金（業務改善支援）	R1.5.14	10,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金（業務改善支援）	R1.9.10	10,000 円	費用処理規程による	
R2 年度					
	東京事務局運営に関する業務委託	通年	1,860,000 円	業務委託契約書による	
	その他事務所（大阪）家賃	通年	360,000 円	建物賃貸借契約書による	
	関西事務局運営に関する業務委託	通年	871,200 円	業務委託契約書による	
	事務コピー代	通年	14,934 円	事務所コピー機リース費の按分負担分	
	事務所電話回線費	通年	13,200 円	事務所電話回線費の按分負担分	
	キャリア教育講師謝金	R3.1.18	20,000 円	費用処理規程による	

	企業支援講師謝金 (業務改善支援)	通年	8,000 円	費用処理規程による
	企業支援講師謝金 (業務改善支援)	通年	10,000 円	費用処理規程による
	キャリア教育 講師謝金	R2. 7. 27	12,000 円	費用処理規程による
	企業支援講師謝金 (業務改善支援)	R2. 7. 31 ～ R3. 3. 31	48,000 円	費用処理規程による
	キャリア教育 講師謝金	R2. 11. 6 R2. 11. 30	85,555 円	費用処理規程による
	キャリア教育 講師謝金	R2. 11. 27	12,000 円	費用処理規程による
R3 年度				
	事務局運営に関する 業務委託	通年	1,860,000 円	業務委託契約書による
	その他事務所（大 阪）家賃	通年	360,000 円	建物賃貸借契約書による
	企業支援講師謝金 (業務改善支援)	通年	52,000 円	費用処理規程による
	企業支援講師謝金 (補助金申請支援)	通年	213,986 円	費用処理規程による
	企業支援講師謝金 (業務改善支援)	通年	38,000 円	費用処理規程による
	企業支援講師謝金 (業務改善支援)	通年	16,000 円	費用処理規程による
	キャリア教育 講師謝金	R3. 7. 19	12,000 円	費用処理規程による
	キャリア教育 講師謝金	R3. 10. 11	55,555 円	費用処理規程による
	キャリア教育 講師謝金	R3. 12. 3	12,000 円	費用処理規程による
	キャリア教育 講師謝金	R3. 12. 17	12,000 円	費用処理規程による
	キャリア教育 講師謝金	R3. 7. 12	50,000 円	費用処理規程による

R4 年度					
	事務局運営に関する 業務委託	通年	1,860,000 円	業務委託契約書による	
	その他事務所（大 阪）家賃	通年	330,000 円	建物賃貸借契約書による	
	企業支援講師謝金 （業務改善支援）	通年	120,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金 （業務改善支援）	通年	120,000 円	費用処理規程による	
	キャリア教育 講師謝金	R4. 11. 25	16,666 円	費用処理規程による	
	キャリア教育 講師謝金	R4. 12. 16	16,666 円	費用処理規程による	
	キャリア教育 講師謝金	R4. 6. 27	50,000 円	費用処理規程による	
	キャリア教育 講師謝金	R4. 7. 4	15,000 円	費用処理規程による	
	キャリア教育 講師謝金	R4. 12. 2	33,333 円	費用処理規程による	
R5 年度(申請書提出日 2023 年 12 月 27 日まで)					
	事務局運営に関する業務委託	R5. 4. 1～ R5. 5. 31	310,000 円	業務委託契約書による	
	企業支援講師謝金 （業務改善支援）	R5. 4. 1～ R5. 12. 27	80,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金 （補助金申請支援）	R5. 4. 1～ R5. 8. 31	160,000 円	費用処理規程による	
	企業支援講師謝金 （業務改善支援）	R5. 4. 1～ R5. 12. 27	90,000 円	費用処理規程による	
	キャリア教育 講師謝金	R5. 12. 8	33,333 円	費用処理規程による	
	キャリア教育 講師謝金	R5. 11. 24	33,333 円	費用処理規程による	
	キャリア教育 講師謝金	R5. 12. 15	27,777 円	費用処理規程による	

認定基準等チェック表 （第5表）

法人名	特定非営利活動法人 コアネット	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		☐				
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<table border="1"> <tr> <td align="center">同</td> <td align="center">意</td> </tr> <tr> <td align="center"> ☒ する </td> <td align="center"> ☐ しない </td> </tr> </table>	同	意	☒ する	☐ しない
同	意					
☒ する	☐ しない					
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 コアネット
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							○
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 コアネット	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		☐
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 コアネット
-----	-----------------

事業名	具体的な事業内容		実施予定 年 月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	寄附金充当 予 定 額
小学校から大学院 の各種学校に対す る教科教育支援事 業	ロボット プログラミング授業	東京	通年	中学校	延 100 人	神奈川県立校の 中学生 延 800 人	30,000 円
		関西	通年	小学校～高等 学校、自治会等	延 200 人	各地の市立校の 小学生 滋賀県立の 中学生、高校生 延 1,100 人	520,000 円
	企業、学校と連携した ものづくり教室	東京	通年	東京、太田 沼津、岩国 等小学校 東京の科学技 術館	延 100 人	実施場所の市立 校の小学生 東京都の科学の 祭典に応募され た小学生、中学 生、高校生 延 1,000 人	300,000 円
		関西	通年	小学校	延 130 人	市立校の小学生 延 640 人	1,100,000 円
	行政機関、NPO等と 連携したものづく り・理 科 実験教室	東京	通年	東京、神奈川 の小学校、学 習 センター	延 150 人	地域の学習セン ターが募集する 小学生や大人、 市立校の小学生 延 60 人	70,000 円
		関西	通年	小学校等	延 120 人	私立の幼稚園や 学校の幼児や小 学生 市立校の小学生 延 700 人	500,000 円